

鳥取県中小企業団体中央会

会長 谷口 譲二 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要請書

デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題です。また、人口減少が進む中で、女性をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要です。

こうした中、我が国においては、長時間労働者の割合が高く、また年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減や働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊の課題です。

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定した『日本再興戦略』改訂 2014—未来への挑戦—におきまして、「柔軟で多様な働き方」の実現のため「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれました。また、本年 6 月 27 日、過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）が公布され、11 月 1 日から施行されます。同法においては 11 月が過労死等防止啓発月間とされております。

この長時間労働問題に厚生労働省を挙げて取り組む必要があることから、本年 9 月 30 日、厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」が設置されました。同本部においては、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を 2 つの柱として取り組むこととし、具体的には、本年 10 月を「年次有給休暇取得促進期間」、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしたところです。

このため、鳥取労働局においても、10 月に年次有給休暇取得促進にかかる周知啓発活動を行っているところであり、11 月には過重労働解消キャンペーンとして、過重労働防止のための重点監督指導を実施するなどの取組を予定しているところです。

昨年度も、9 月に全国で重点監督指導を行いました。鳥取労働局が監督指導を行った 46 事業場のうち、87.0%の事業場に何らかの労働関係法令違反が認められました。これは、全国の違反率の 82.0%を 5 ポイント上回る数値でした。

さらに、違反の内訳を見ると、労働時間（違反率 58.7%）、健康診断（違反率 47.8%）に係る違反が高率の状況にありました。

いかなる経済情勢にあっても、労働関係法令がないがしろにされることは本来あっては

ならず、働く人が活躍しやすい環境を整えていくことが重要です。

また、長時間労働の抑制や休暇取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、会員企業等に対する周知啓発に向け、下記の御協力を賜りたくお願い申し上げます。

なお、傘下企業への周知に当たっては、別添リーフレットも御活用くださいますよう併せてお願いします。

記

- 1 貴団体の会報誌ないしホームページ等の情報伝達媒体に、本要請に関する記事又は長時間労働抑制や年次有給休暇の取得促進を啓発する記事を掲載し、会員企業等に周知されること
- 2 会員企業をはじめとした関係者に対し、長時間労働抑制や年次有給休暇の取得促進の意識啓発を図る説明会の開催等の取組を行われること

平成26年10月21日

鳥取労働局長 河野 純 伴

